

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月15日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自平成28年3月1日至平成28年5月31日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期連結 累計期間	第56期 第1四半期連結 累計期間	第55期
会計期間	自平成27年3月1日 至平成27年5月31日	自平成28年3月1日 至平成28年5月31日	自平成27年3月1日 至平成28年2月29日
売上高 (百万円)	123,559	126,692	501,905
経常利益 (百万円)	3,302	3,702	15,894
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,760	2,681	6,547
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,872	2,807	5,319
純資産額 (百万円)	118,416	120,004	118,368
総資産額 (百万円)	205,800	204,381	200,954
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	31.68	48.24	117.80
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.3	58.7	58.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	8,790	8,585	12,757
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	1,834	1,049	5,571
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	3,038	2,969	8,176
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	36,931	36,589	32,023

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

5. 第55期第1四半期連結累計期間の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日）におけるわが国経済は、世界的な金融経済の減速に加え、個人消費の低迷が鮮明になったことで、企業収益は下振れし景況予想は悪化に転じるなど先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましても、消費者の節約志向の高まりを反映し価格競争が激化したことに加え、業態の垣根を超えた出店が進むなど、経営環境は引き続き厳しい状況で推移してまいりました。

このような状況の中、当社グループは「損得より善悪 真心こめ美味新鮮適価で 高志の盟友と結ぶ新幹線」を年頭方針として掲げ、様々な事業環境の変化に対応しながら、地域シェアの拡大と企業価値の向上に努めてまいりました。平成28年3月には、昨年より統合準備委員会を設立し準備を進めてきた当社子会社の再編を実行、㈱ベルプラス及び㈱ジョイス、並びに㈱道東ラルズ及び㈱篠原商店を合併し、それぞれ「㈱ベルジョイス」、「㈱道東アークス」としてスタートいたしました。

組織体制面におきましては、平成28年4月12日に公表いたしましたとおり、アークスグループの出店エリアにおけるドラッグストア事業の更なる拡充を目的に、同年6月に㈱サンドラッグと当社との合弁会社「㈱サンドラッグエース」を設立し、同年8月の営業開始に向け、準備を開始いたしました。㈱サンドラッグの有するドラッグストア事業のノウハウや情報と、当社の北海道・東北地域に於ける事業基盤を活用し、地域のライフラインとしてより一層のサービスを提供してまいります。また、営業部門の更なる強化と効率化を図るため、当社の営業推進グループを商品調達グループへ、資材調達グループを営業企画グループへそれぞれ統合した他、前連結会計年度に要件定義を完了した次世代基幹システムの基盤構築を目的としたプロジェクトにおいては、当社グループの今後の更なる成長を支えるための経営管理体制や持株会社と事業子会社の役割・機能強化に関する抜本的な改革に向けた協議を進めてまいりました。

店舗展開におきましては、新規出店として、平成28年3月に「ダ*マルシェ中富良野店」及び「ベストプライス東旭川店」（いずれも運営会社㈱道北アークス）を開店いたしました。また、お客様の利便性向上のため、生鮮食品や簡便商品の品揃え充実等を目的に、「フクハラ清水店」（運営会社㈱福原）等3店舗の改装を実施いたしました。これらの結果、当第1四半期連結会計期間末における当社グループの総店舗数は341店舗となりました。

営業面におきましては、㈱ラルズが平成28年2月に事業を承継した「スーパーチェーンシガ」において、㈱ラルズとの販促や店舗運営の共通化による販売力の強化に加え、システムや物流の統一による効率化を図りました。また、新たな販売チャネル開発の一環として、㈱ユニバースにおいてネットスーパーのサービス開始に向けた準備を進め、平成28年7月より「ユニバース小中野店」でサービスを開始することとなりました。その他、アークス商品調達プロジェクトの深耕により、スケールメリットを生かした商品調達やグループ統一の取り組み商品を拡大するなど一層のシナジー追求に努めてまいりました。

グループ共通のポイントカードであるアークスRARAカードは、「スーパーチェーンシガ」全店舗への導入と、新規出店・改装に合わせて実施した新規会員獲得キャンペーンにより当第1四半期連結会計期間末の総会員数が約268万人となりました。

以上の取り組みの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,266億92百万円（対前年同期比2.5%増）、売上総利益率の改善が進んだことにより、営業利益は34億2百万円（対前年同期比15.6%増）、経常利益は37億2百万円（対前年同期比12.1%増）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては法人税等の法定実効税率の低下及び一部子会社における繰延税金資産の回収可能性の見直しで法人税等が減少したこと等により26億81百万円（対前年同期比52.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較し45億66百万円増加し365億89百万円（対前年同期末比では3億41百万円の減少）となりました。当第1四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益36億57百万円、減価償却費14億91百万円、及び仕入債務の増加額34億22百万円などにより、85億85百万円の収入（対前年同期比では2億5百万円の収入の減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店や店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出10億58百万円などにより、10億49百万円の支出（対前年同期比では7億84百万円の支出の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減少額11億80百万円、長期借入金の返済による支出3億83百万円、及び配当金の支払額11億41百万円などにより、29億69百万円の支出（対前年同期比では69百万円の支出の減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、平成26年5月27日開催の第53期定時株主総会において、継続することが承認されております。

（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の株主検討期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成29年5月31日までに開催予定の当社第56期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年7月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	56,650,468	56,650,468	東京証券取引所市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	56,650,468	56,650,468	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年3月1日～ 平成28年5月31日	-	56,650,468	-	20,000	-	32,741

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,069,200 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,408,800	554,088	-
単元未満株式	普通株式 168,668	-	-
発行済株式総数	56,650,468	-	-
総株主の議決権	-	554,088	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数59個を含めております。

2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成28年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	1,069,200	-	1,069,200	1.88
(相互保有株式) 株)北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.01
計	-	1,073,000	-	1,073,000	1.89

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,925	37,800
売掛金	3,246	3,436
たな卸資産	13,888	14,443
未収入金	4,381	2,913
繰延税金資産	1,271	1,637
その他	2,576	2,185
貸倒引当金	18	19
流動資産合計	58,272	62,396
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	41,741	41,102
土地	67,232	67,021
リース資産(純額)	7,160	7,264
その他(純額)	3,366	3,764
有形固定資産合計	119,500	119,152
無形固定資産		
のれん	430	395
ソフトウェア	549	507
その他	700	663
無形固定資産合計	1,680	1,566
投資その他の資産		
投資有価証券	3,322	3,289
敷金及び保証金	13,017	13,168
繰延税金資産	3,371	3,077
その他	1,953	1,897
貸倒引当金	163	168
投資その他の資産合計	21,501	21,265
固定資産合計	142,682	141,984
資産合計	200,954	204,381

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,652	31,074
短期借入金	7,457	6,084
リース債務	1,238	1,276
未払金	5,443	5,757
未払費用	3,234	2,816
未払法人税等	3,559	1,492
未払消費税等	1,151	1,513
賞与引当金	2,237	3,600
ポイント引当金	2,472	2,655
その他	1,548	2,143
流動負債合計	55,995	58,416
固定負債		
長期借入金	3,746	3,555
リース債務	6,781	6,843
役員退職慰労引当金	1,099	1,088
退職給付に係る負債	5,767	5,655
長期預り保証金	5,514	5,390
資産除去債務	3,009	3,029
その他	671	397
固定負債合計	26,590	25,960
負債合計	82,586	84,376
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	23,602	23,602
利益剰余金	78,196	79,710
自己株式	2,256	2,257
株主資本合計	119,542	121,056
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	243	291
退職給付に係る調整累計額	1,492	1,413
その他の包括利益累計額合計	1,248	1,122
非支配株主持分	74	70
純資産合計	118,368	120,004
負債純資産合計	200,954	204,381

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)
売上高	123,559	126,692
売上原価	93,924	95,917
売上総利益	29,635	30,775
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	1,284	1,319
店舗賃借料	1,824	1,820
ポイント引当金繰入額	1,502	1,516
給料及び手当	10,207	10,595
賞与引当金繰入額	1,362	1,423
退職給付費用	309	358
水道光熱費	2,146	2,064
租税公課	697	563
減価償却費	1,435	1,491
その他	5,920	6,218
販売費及び一般管理費合計	26,692	27,373
営業利益	2,943	3,402
営業外収益		
受取利息	21	18
受取配当金	1	1
業務受託料	127	132
その他	288	229
営業外収益合計	438	381
営業外費用		
支払利息	59	50
その他	19	30
営業外費用合計	78	81
経常利益	3,302	3,702
特別利益		
その他	0	7
特別利益合計	0	7
特別損失		
固定資産除売却損	53	5
役員退職慰労金	6	1
店舗閉鎖損失	-	1
訴訟関連損失	-	20
その他	0	24
特別損失合計	60	52
税金等調整前四半期純利益	3,242	3,657
法人税等	1,474	976
四半期純利益	1,768	2,680
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	7	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,760	2,681

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)
四半期純利益	1,768	2,680
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	89	47
退職給付に係る調整額	14	78
その他の包括利益合計	104	126
四半期包括利益	1,872	2,807
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,865	2,807
非支配株主に係る四半期包括利益	7	0

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,242	3,657
減価償却費	1,435	1,491
のれん償却額	34	34
受取利息及び受取配当金	22	20
支払利息	59	50
賞与引当金の増減額(は減少)	1,320	1,363
ポイント引当金の増減額(は減少)	272	183
売上債権の増減額(は増加)	1,301	189
たな卸資産の増減額(は増加)	583	554
仕入債務の増減額(は減少)	4,586	3,422
未払消費税等の増減額(は減少)	1,140	362
その他	3,287	2,322
小計	12,359	12,123
利息及び配当金の受取額	23	34
利息の支払額	51	44
法人税等の支払額	3,540	3,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,790	8,585
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,131	1,058
差入保証金の差入による支出	273	79
差入保証金の回収による収入	361	257
預り保証金の返還による支出	149	127
預り保証金の受入による収入	75	17
定期預金の預入による支出	550	362
その他	167	303
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,834	1,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,150	1,180
長期借入金の返済による支出	407	383
配当金の支払額	1,193	1,141
その他	288	265
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,038	2,969
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,917	4,566
現金及び現金同等物の期首残高	33,240	32,023
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	226	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,931	36,589

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、
当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当第1四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間から適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)
	(百万円)	(百万円)
現金及び預金	38,355	37,800
預入期間が3か月を超える定期預金	1,427	1,214
その他	3	3
現金及び現金同等物	36,931	36,589

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月26日 定時株主総会	普通株式	1,222	22	平成27年2月28日	平成27年5月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	1,167	21	平成28年2月29日	平成28年5月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年5月31日)

当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	31円68銭	48円24銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,760	2,681
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	1,760	2,681
普通株式の期中平均株式数(株)	55,580,438	55,579,390

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年7月15日

株式会社アークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石若 保志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。